

証券コード 4392
2025年3月28日

株 主 各 位

大分県大分市東大道二丁目5番60号
F I G株式会社
代表取締役社長 村井 雄司

第7期期末配当の税務上のお取扱いに関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は2025年3月28日開催の第7回定時株主総会において2024年12月31日を基準日として、1株につき5円00銭の剰余金の配当を行うことを決議し、2025年3月31日よりお支払いを開始させていただきます。

本配当金は「その他資本剰余金」を配当原資とするため、「資本の払戻し」に該当いたします。この為、一般的な「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税務上の取扱いが異なりますので、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

本配当金は税務上の「配当所得」ではないため源泉徴収や配当控除の対象になりません。また、株主の皆様におかれましては、当社株式につき「みなし譲渡損益」が発生し、取得価額の調整が必要となります。確定申告の際にはご注意くださいようお願い申し上げます。

本状は税務上のお取扱いや、税法の規定により株主の皆様へ通知すべき事項等をご説明・ご通知するものですが、株主の皆様個々のご事情により対応は異なり、すべてを網羅するものではありません。また、個人株主の皆様の場合には確定申告の手続きが必要となる場合がありますので、大変お手数ですが、具体的な税務上のお手続き等につきましては、最寄りの税務署または税理士等、並びに特定口座をご利用の株主さまにつきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）にご確認いただくようお願い申し上げます。

本状は株主の皆様が今後当社株式を売却する場合の「取得価額」の説明資料になりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。なお、このお知らせは当社ホームページ (<https://www.figinc.jp/>) にも記載いたします。

敬 具

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 配当の所得区分について（所得税法第24条、同第25条等）

- ・今回の配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としての取扱いとなります（「配当所得及びみなし配当」には該当いたしません）。
- ・配当所得に該当する部分の金額がありませんので、所得税等の源泉徴収もございません。また配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご注意ください。
- ・今回の配当金は「資本の払戻し」に該当しますので、税法上は株主の皆様は当社株式の一部を譲渡したものとみなされます（これを「みなし譲渡」といいます）。これに伴い、下記(2)の計算のとおり「みなし譲渡損益」が発生いたしますので、ご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11）

- ・税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当します。
- ・今回の配当では、みなし配当額は「0円」、純資産減少割合は「0.015」です。

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額 (0円)
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (0.015)
みなし譲渡損益 (①-②)	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額

(例) 当社の株式を1株当たり1,000円で100株購入していた場合、

①収入金額とみなされる金額 = (5円 × 100株) - 0円 = 500円

②取得価格 = (1,000円 × 100株) × 0.015 = 1,500円

みなし譲渡損 = ①500円 - ②1,500円 = △1,000円

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりになります。（純資産減少割合は「0.015」）

1株当たりの 新しい取得価額	=	1株当たりの 従前の取得価額	-	1株当たりの従前 の取得価額	×	純資産減少割合 (0.015)
-------------------	---	-------------------	---	-------------------	---	--------------------

(例) 当社の株式を1株当たり1,000円で100株購入していた場合、

$$\text{新しい取得価額} = (1,000\text{円} \times 100\text{株}) - (1,000\text{円} \times 100\text{株} \times 0.015) = 98,500\text{円}$$

※証券会社で「特定口座」をご利用の皆様は、調整方法等につきましては、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。

※「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合）	0.015 (小数点以下第3位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の基となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由が生じた日	2025年3月31日
その支払に係る基準日における発行済株式総数（自己株式を除く）	30,255,681株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	該当しません。

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.015 (小数点以下第3位未満切り上げ)

2. その他の参考情報

今回の配当（「利益剰余金」を原資とせず「その他資本剰余金」を原資とする）に伴い、株主の皆様は通常（「利益剰余金」を原資とする配当）と異なる処理をいただく事項について、

■ 「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税につきましては、特定口座での計算対象に含まれませんので、原則として確定申告が必要となります。

ただし、証券会社によっては計算対象とする場合もございますので、お取引のある証券会社にご確認をお願い致します。

① 特定口座で《源泉徴収あり》の口座の株主様

→ お取引のある証券会社にご確認をお願い致します。

② 特定口座で、かつ、①以外の口座の株主様

→ 「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。

③ 一般口座の株主様

→ 「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。

■ 「取得価額の調整」が必要になります。

お取引のある証券会社にご確認をお願い致します。

3. 本件に係るご照会先

ご不明の点につきましては、以下のご照会先にご確認くださいませようようお願い申し上げます。

(1) 本状についての一般的なご照会先

三井住友信託銀行株式会社

証券代行部 0120-782-031（通話料無料）

受付時間 平日 午前9時～午後5時（土日祝日等の銀行休業日を除く）

(2) 株主の皆様の取得価額の調整に関する具体的ご照会

お取引の口座管理機関（証券会社等）又は最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談ください。

(3) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談ください。

以 上